

平成21年度 第2回沖縄県発達障害者支援体制整備委員会議事録

1.開催日時 平成22年2月10日(水) 17:30～19:30

2.場所 県庁3階第1・第2会議室

3.出席者

(委員・五十音順)泉川委員、大城委員、岡崎委員、我如古委員、崎濱委員、佐久川委員、真謝委員
(事務局)奥村福祉保健部長、垣花障害保健福祉課長、嘉手苳障害保健福祉課副参事、大城障害
保健福祉課地域生活支援班長、島袋国保・健康増進課母子保健班長、真栄城青少年・児童
家庭課児童育成班長、比嘉県立学校教育課主任指導主事、廣義務教育課義務教育班長
(発達障害者支援センター)高良センター長、嘉陽相談支援員、仲間発達支援員

4.議事

(1)報告事項

平成21年度の実施状況と今後の方針について

平成22年度の県発達障害支援関連施策について

(2)議事

平成21年度の実施について

今後の取り組み方針について

~~~~~

(事務局)

ただ今から、平成21年度第2回沖縄県発達障害者支援体制整備委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます障害保健福祉課地域生活支援班長の**大城**でございます。初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

**【資料の確認】**

配付資料は以上です。御確認いただきますよう、お願いいたします。

本日、琉球大学教育学部教授 **緒方**委員は、別用務のため御欠席です。

それでは、会議の開催に当たりまして、奥村福祉保健部長から御挨拶を申し上げます。

(奥村福祉保健部長)

皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は沖縄県発達障害者支援体制整備委員会の今年度第2回目の会合となります。

県におきましては、去る8月13日に「沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画」を、11月25日に「沖縄県発達障害児(者)支援に関する人材育成計画」を策定しました。

あわせて、両計画を推進するため、庁内の関係機関で構成する「沖縄県発達障害児(者)支援機関連絡会議」を設置したところであります。現在、毎月の実務者会議の中で、発達障害児者支援体制強化に向けて、現状と課題を踏まえ、各機関の連携事業のあり方の検討を進めております。

このように今年度は、県として発達障害者の支援体制を推進する基盤が、ようやく始動したところであると認識しておりますが、今後は、この取組を、如何に、市町村を含めた県全体の取組みにしていけるかが、さらに重要になってまいります。

本日は、後ほど報告する今年度の取組みの状況について、委員の皆様から評価をいただき、あわせて次年度以降の取組方針について御意見をいただきたいと思いますと考えております。

お互いに知恵を出し合いながら、支援体制の推進に向けて取り組むことができるよう、積極的に建設的な御意見を、お願い申し上げ、御挨拶といたします。

それでは、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱第7条第1項の規定に基づき、引き続き、私が議事を進行いたします。

まず、本日の議事進行について、説明させていただきます。

初めに、報告事項として、資料1から資料5について、事務局からおおむね20分程度で説明いたします。

その後、今年度の県の取組に対する御意見をいただきたいと思います。時間は、おおむね40分を予定しております。

最後に、今後の県の方針等についての御意見を、委員の皆様から頂きたいと思っております。時間は、同じく40分を予定しております。

なお、本日は、私が、別用務のため途中で退席することとなりますので、要綱第7条第2項の規定により、議事の進行を、垣花障害保健福祉課長に依頼しております。

事務局から報告事項の説明が終了しましたら、議事の進行を垣花課長に引き継ぎますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、報告事項について、事務局から説明いたします。

(事務局)

それでは、資料の説明をいたします。資料1から4につきまして、障害保健福祉課から説明します。資料5については、発達障害者支援センターから説明いたします。

資料1をごらんください。平成21年度の県の取組についてとりまとめた資料について説明します。この資料の内容、項目につきましては、発達障害者支援体制整備計画で策定しております基本機能、それに対する前期事業の取組み、事業について主体的に取り組む部署の取組み内容という形で整理しております。支援体制整備計画と同様な内容の項目となっております。その右側になりますけれども、具体的に、県の役割として体制整備計画の中に記載されている項目について、21年度に行った取組みの状況について、それからその取組みについての課題、そういった課題等を踏まえた22年度取組み方針というような形でまとめてございます。

例といたしまして、1ページ目の基本機能の乳幼児期における早期発見等について、前期事業として3年目までに、乳幼児健診体制の充実を行う。具体的にその取組みを主体的に行うのは、県である。内容は、市町村に対する健診方法の指導、支援。担当部署として国保・健康増進課、福祉保健所ということでございます。基本的に乳幼児健診体制の充実については、県の国保・健

康増進課と福祉保健所が主体となって取り組む。具体的な取り組み事項といたしましては、市町村に対する健診方法、体制等の指導、支援、そういったものを行っていくということで、これが体制整備計画の中で整理したものでございます。

では、具体的に21年度に、県がどういう取り組みをしたのかということで、まず1つ目として乳幼児健診後の助言、事例検討会の実施を行いました。2つ目として健診時の保健師に対する技術的援助、3点目として市町村担当者会議における情報提供、4点目は市町村保健師を対象とする研修会の実施を行ったということでございます。

具体的な取り組みを踏まえて、その中から出てきた課題としては、心理士等の確保が必要と、乳幼児健診の中で、支援を必要とする乳幼児を把握するためには、臨床心理士等を含めた形での、より専門的な視点が必要であるということです。もう一つは、実際に乳幼児健診を担当する市町村の母子担当保健師、そういった方のスキルアップを図る必要があるということです、課題にあげております。

具体的な21年度の取り組み、課題等を踏まえて、22年度の取り組み方針といたしましては、1つ目としまして、市町村からの情報収集、分析及び分析結果の市町村への情報提供、共有を行う。2つ目としまして、保健師を対象とした研修に関する情報提供を行う。こういったことに取り組むことによって、市町村の乳幼児健診体制の充実に22年度以降も引き続き取り組んでいこうと考えているということでございます。

以下、2ページ以降の項目につきましても、同様な形で整理しております。

続きまして、資料2ですが、こちらは、発達障害者支援センターの取り組み内容と方針について、基本的に資料1と同様な形で整理してございます。

資料3ですが、今後の県取り組みについてまとめた資料でございます。今説明させていただいた資料1につきまして、平成21年度の具体的な取り組み、そこから出てきた課題等について御説明させていただいたのですが、それを踏まえて、22年度以降、短期に取り組む事項、これは平成22年度に早急に対応すべきものとして整理した項目が4つございます。次に、中長期的に取り組む事項、これは体制整備計画の期間である平成25年度までに取り組む必要があるという内容について整理したものが2項目ということでございます。基本的に今後の県の取り組みとしましては、この短期に取り組むべき事項4項目、中長期に取り組むべき事項2項目、その項目を中心に取り組みを進めていきたいと考えております。

まず、短期に取り組むべき事項といたしまして、(1)早期発見体制の改善です。これは、乳幼児健康診査票の見直し、健診マニュアル及び健診フォロー基準の作成等を踏まえた研修や健診方法等の検討、保育士・教職員に対する研修、市町村等に対する専門的な支援等を行い、支援を要する児童(発達障害児およびその疑いのある児童)の早期発見体制を整備するということで整理してございます。具体的な取り組みとしては、その下に書かれている項目が7つございます。こういった取り組みについて、括弧の中で示した担当部署で進めていくということでございます。

次に(2)基本的な支援を行うことができる人材の育成・確保です。これについても各項目を

御覧頂きたいのですが、この取り組みを進めていくことで、支援を担う人材が不足していることから、その人材の育成を図っていくということでございます。

続きまして、(3) 医療機関のネットワークの構築です。これは、現在、発達障害者支援センター等の相談機関や地域の相談窓口である市町村と医療機関、医療機関同士の連携体制等に不十分な点があるとの指摘もあります。そういったことから、気になる児童が必要な支援に結びつかない、支援が途切れる、特定の医療機関に受診が集中するなどが問題として指摘されているところです。このことから、医療機関の連携に向けた意見交換会等を実施し、医療機関の間の情報共有を図り、発達障害児者に対する医療体制の整備に向けた取り組みを促進していくということでございます。具体的には、医師会、小児保健協会等と連携した医療機関ネットワークの構築（障害保健福祉課） 専門医の確保（県立病院課）といった取り組みによって、医療機関のネットワークの構築を促進していくということでございます。

続きまして、(4) 県の機関が実施する巡回相談等の連携した取り組みの実施です。現在、発達障害者支援センター、児童相談所、知的障害者更生相談所等の県の相談機関は、それぞれが、必要に応じて北部、離島へ巡回等による相談支援を実施しています。当事者は、巡回する機関毎に、面接、心理検査等を受けなければならず、負担も大きいと考えられます。このことから、離島などにおける当事者の負担軽減、各機関の情報共有化による効果的な相談支援の実施等を目的として、巡回相談の合同実施、情報共有化の仕組み等に関する検討を行い、実施に向けて取り組みを行っていくということでございます。

以上、説明しました4点が、今後、短期的に県が取り組むべき事項として整理した内容でございます。

続きまして、中長期的に取り組む事項として整理した項目について御説明します。まず、(1) 地域における発達障害児者支援体制構築の促進です。今年度、沖縄県小児保健協会に委託して、地域における一貫した発達障害者支援体制構築のための各機関の役割と連携等のあり方について、中部圏域をモデルとした調査・検討を実施しており、現在、各市町村の健診に従事するスタッフ、フォローを要する児童の状況、利用できるサービス、関係機関の連携等に関する状況の調査を行っているところでございます。今後、当該事業の成果を検証し、他の圏域への展開を図ることで、地域の実情に応じた支援体制構築を促進していきたいということでございます。

次に、(2) 専門的な支援を行うことができる人材の育成・確保です。先程、基本的な支援を行うことができる人材の育成・確保という項目がございましたが、短期的な項目としては、基本的な支援を行う人材をまず確保したいというのが目的でございます。この中長期的な項目におきましては、基本的な支援を行える人材の中から、さらに、地域のリーダーとして活躍できる人材を育成していきたいと、その人材を核として、その地域における相談支援、発達支援を含めた支援体制を構築していきたいということでございます。

以上が、今後県の取組として整理した内容となっております。

続きまして、資料4平成22年度の発達障害者支援関連施策（障害保健福祉課所管分）について説明させていただきます。

今後、具体的な取り組みを進めていくことになるんですが、やはり、人的な問題、予算的な問

題ということがございますので、この資料4では、具体的な平成22年度の予算について御説明させていただきます。

まず、平成22年度の予算案ということで下線を引いているのですが、116,977千円の予算を計上してございます。この平成22年度の予算額というのは、平成21年度の予算に比べまして、24,862千円増額ということでございます。

具体的な事業の概要として表にまとめております。発達障害者支援センター運営事業、障害児等療育支援事業、相談支援体制整備事業、この3つにつきましては、継続事業ということで、平成22年度も実施するというところでございます。

それから、市町村発達障害者支援体制サポート事業（新規）ということでございます。これは、各市町村に市町村サポートコーチを派遣して相談・助言を行うことで、発達障害者支援体制の充実を図るということを目的として行うものです。具体的には、発達障害者支援センターに市町村サポートコーチを配置して、支援センターとサポートコーチにより効果的に市町村支援を行っていくということを考えております。

続きまして、福祉人材育成体制構築事業（新規）この事業は、地域において継続して福祉人材を育成できるシステムを構築し、地域における支援体制のリーダー、支援を担う人材等の養成を図るということを目的に実施する事業です。具体的には、大学、専門学校、福祉関係団体、当事者団体等の協働により、カリキュラム等を作成し、研修を実施するというところでございます。

市町村発達障害者支援体制サポート事業については、お手元の資料の6ページから8ページ、福祉人材育成体制構築事業については、9ページから10ページに説明資料をつけてございます。資料5については、センターから説明を行います。

（高良発達障害者支援センター長）

発達障害者支援センター長の高良です。資料5の説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、センターの実支援人員の状況です。当センターは、平成21年度から運営を引き継いでおりますので、当センターの実績は、右端の平成21年度12月末現在の状況です。

その下が、相談種別ごとの支援対象者の年齢層の状況です。相談支援に関しては、どの年齢層にも平均的に相談が見られます。発達支援に関しては、16歳～18歳までの各年代について、ほぼ同じように相談が見られます。就労支援に関しては、19歳以上が主となっております。

続きまして、2ページの支援対象者の居住地の状況ですが、圧倒的に南部、中部が占めております。八重山に18歳未満で17名の利用者がありますが、これは、障害児等療育支援事業と合同で巡回支援を実施したことによるものです。

支援対象者の診断名の内訳については、この表のとおりです。診断名がついている方については、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害がほとんどです。半分以上は未診断という状況になっております。

次は、相談支援における相談内容の状況ですが、情報提供、家庭生活、健康・医療、教育の4つが、多くを占めております。

相談支援における主たる相談者の状況といたしましては、本人、親・家族等が8割を占めてお

ります。

研修等の実施状況につきまして、平成21年度が当センターの実施した研修ですけれども、今年度はセンターが主催で実施したものはございませんでした。

最後が、支援センターが行う相談種別の定義となっております。

資料5の説明は以上でございます。

(垣花障害保健福祉課長)

ここから、私が部長の指名によりまして議事進行をさせていただきたいと思います。ただいま資料1から資料5まで、現状、今後の取り組み等についての説明がありました。その件について、確認事項、内容の確認、質問、それから御意見等あるかと思います。まず確認等がございましたらよろしくをお願いします。

資料1と資料2はですね、先に議論もしていただきました発達障害者支援体制整備計画の基本項目に沿って、何をしたのかということについて報告する内容となっております。内容的には、計画もそうでしたけれども早期の発見の部分と、それから相談支援、発達支援のところとかなり重なる部分がございますので、似たようなものが記載されているところもあろうかと思います。体制整備計画の中では、県が行うべき事業とセンターが行うべき事業、それから市町村が行うべき事業、その他の皆さんというような形で整理がなされていますけれども、この報告においては県が行う事業とセンターが行う事業ということで、2つに整理をしております。関連付けて御覧いただくとよろしいかと思います。

(泉川委員)

確認したいのですが、各圏域にあるという、圏域自立支援連絡会議という会議があるのですけれども。

(垣花課長)

資料1の1ページですね。圏域の自立支援連絡会議と市町村の自立支援協議会との違いでしょうか。

(泉川委員) そうです。それと実施状況ですね。

(垣花課長) 事務局をお願いします。

(事務局)

名称が似ていて混乱してしまうのですが、市町村に設置している自立支援協議会は、地域自立支援協議会という名称で呼んでおります。各福祉保健所圏域ごとに同じ目的で設置した協議の場については、圏域自立支援連絡会議という名称で、基本的には市町村に設置している自立支援協議会と同じ役割を担う協議の場ということで考えてよろしいかと思います。

( 泉川委員 )

県に自立支援協議会がありますよね。それと市町村の自立支援協議会があると理解しておりますけど、その中間的なものということですか。連絡会議という名称にしているということですね、ありがとうございます。

( 垣花課長 ) 他にございますか。

( 佐久川委員 )

資料1の県の早期療育(親子教室・親子通園等の実施)これは多分、市町村が実施しないといけないものだと思いますが、まだまだ内容的にも、いろいろな意味での技術も含めて、十分では無い状況だろうと思うのですけれど、この辺のバックアップ体制みたいなものを、どこかで、読み取れるものがありますでしょうか。それが1点目。

もう1つ、短期的に取り組む事項というところで、資料3の裏面の方になりますが、(4)のところで関係機関が合同しての巡回相談という話しが出てきます。当事者があちこちで面接、心理検査を受けることが負担になるということがありますが、情報の共有化とともに、利用者自身が持つノートのようなものは考えていないのかなという点が1つ。

それと中長期に取り組む事項の一番の下の(2)ですけれども、人材育成計画に基づいて地域のリーダーとして地域内コンサルテーションや支援プログラムの作成のアドバイスを行う専門的な支援を行うことができる人材と書いています。この人材を考えたときに、例えば、今現在の状況では県の中でやってくれる方もいると思いますが、その活用が地域で閉じられてしまうと人材は不足してしまいます。少ない人材を圏域で広く利用しないといけなくなる。それが個人や、NPOの方であったり、行政の方であったり、開業の病院の方であったりしたときに、この辺は県が、ある程度その所属している所に働きかけてでもこの人材を利用したいという気持ちがあるのか、それともフリーの方だけで考えているのか、この辺を是非お聞かせください。

( 垣花課長 )

はい、3つありました。1つは地域の受け皿としての療育の市町村の取り組みに対して、県の支援は何かあったのかということ、それが別の項目で読める部分があるかということですね。

2点目が、県の巡回のあり方の中で情報共有という意味で利用者が利用できるノートのようなものもここの中で検討されているのかということ。

3点目が、いわゆる地域の支援ができる専門的な人材、その使い方ですね。いわゆるコントロールタワーとしての県はそこまで機能するのかというような御趣旨の質問かと思いますが、3点ございます。事務局お願いいたします。

( 事務局 )

1点目の早期療育の実施に対する県のバックアップ体制ということでございますが、今障害保健福祉課の方では、ここに記載してありますように障害児等療育支援事業を実施して、市町村、

それから関係団体等に対する技術的支援を行っています。あわせて発達障害者支援センターの方でも、そういう機関コンサルテーション的な支援を行っておりますので、そういったものでバックアップの部分を担当しているということでございます。

続いて資料3の(4)の連携体制の部分、情報の共有化の部分で、ノートのものをお考えなのかとの御質問でしたが、このノートについては、県の教育委員会で「えいぶる」という支援ノートを、支援を行う機関が情報の共有化を図るツールの1つとして作成しているところです。福祉保健部でも支援機関連絡会議とその下におかれている実務者会議の中で、この巡回相談、連携した相談支援を行う中で、横の連携を密にして情報の共有を図るため「えいぶる」の活用を検討してはどうかというようなお話も出ております。それについては、今後関係する発達障害者支援センターを含めた県の相談機関、そういった検討会議の中で具体的なものを検討していこうと考えているところでございます。

それと3点目、専門的な支援を行うことができる人材の使い方についての県の考え方ということでございます。これにつきましては、そういう人材が少ないということで、これから中長期的な取り組みとして、そういう人材を養成確保していこうということです。また、福祉人材育成体制構築事業、資料4の9ページをごらんいただきたいのですが、その中で地域において継続して人材を育成できるシステム、地域完結型の人材育成システムの構築を目標として、平成22年度から実施を予定しています。その中ですが、その検討に基づいて関係機関が研修を実施、括弧として支援人材、地域リーダーの育成、人材バンクの創設ということで、基本的にそういった研修を終わって、その個人のスキルアップを図るというように一過性の効果にとどめるのではなくて、その方を地域のリーダーとして活用していくということで、具体的に人材バンク、そういったものを作って、その圏域だけに留まらず、必要であれば県内の他の地域の支援、助言等を実施して頂くという形で進めていくということを考えております。以上です。

(崎濱委員)

資料1の4枚目の就労支援についてですが、平成21年度に沖縄県のジョブコーチ養成セミナーの開催により30名が養成されています。障害者就業・生活支援センターに相談に来られる方の中に、その他気になる方はその他で登録されています。その中でも一般就労が成功した事例が結構あるのですね。そうすると企業の方々と、ジョブコーチさんが、いろいろ工夫しながら一般就労に結びついたところもあります。これを企業やジョブコーチさんから、どのような支援によって成功したのかというフィードバックを発達障害者支援センター、学校教育に対して盛んにやろうとしています。ジョブコーチの手法とは、コミュニケーションスキルを大事にしながら、得意なことをコミュニケーションによって工夫しながら作業を進めていきます。それらの事例などを具体的にフィードバックする機会を学齢期でできればと思います。また研修等においても事例を通して、発達障害者支援センターと障害者就業・生活支援センターの連携が必要だと思えます。それが実現できると、具体化していくと、中身が見えてくるのではないかなと思うのですね。診断に関係なく、気になるケースは、障害者職業センターと障害者就業・生活支援センターの連携によって、就労支援を取り組んでいる実態もあります。企業からの情報収集も含めて、学校教



育との連携のあり方も見えてくるのではないのかと思いました。せっかく良い検証がされていますので、役立てて頂ければと思いました。

(垣花課長)

今、発達障害者支援センターと障害者就業・生活支援センターとの連携、強化、いわゆる支援の具体的な事例をジョブコーチのみなさんからフィードバックをかけていただくことで、より具体的な連携体制が取れないかという御提案だったと思います。発達障害者支援センターからその辺のことで御意見等ありましたらお願いします。

(高良センター長)

次年度に向けて動き出している所で、今そういった専門機関と連携を図っているところですので、その意見も大いに参考にしながら連携体制の構築を進めていきたいと思っています。

(岡崎委員)

資料3の(4)ですね。短期に取り組むべき事業の、先ほど佐久川先生の方から質問ありましたが、巡回相談の合同実施ということで、これは離島は特に必要ですよ。地域での担当を保健師さんがやるのか事業所がやるのか、色々あると思うのですが、離島で支援する方の声を聞くことも必要だと思うのです。離島の方達は南部地域とかで行われている支援方法自体もよく知らないと思うのです。具体的な声が中々上がらないのじゃないかなと思うのです。その辺は県のほうが主体となって離島の保健師さんに、もうちょっと詳しく説明をしてあげた方がよいのではないのかなと思うのです。支援する側もよく分からない。お母さん達は早期発見されても、結局地域で人材が無いものだから、お母さん、本島に行って、医療機関に行って習っておいでみたいな感じで言われると、保護者はそうなんだとしか思わないわけですよ。それで非常に迷ってしまう。だから早期発見は非常にいいのですが、そういう問題があるので、離島の方もちょっと丁寧に、支援者にも、もうちょっと支援していった方がよいのかなと思いますね。

あと1つ、サポートコーチということですが、このサポートコーチは具体的に何名ぐらいを予定しているのかということと、22年度、非常に良い中身なのですけれど、22年度はどれくらい、どういう所まで進める予定なのか。これは福祉人材育成体制構築事業と絡むのかなと、福祉人材育成体制構築事業では地域での人材をとということでやっていますよね。サポートコーチは支援センターに置くわけですよ。そうなったときに、どんな形で結びついて、どんな支援が期待できるのか教えて頂きたい。

(高良センター長)

イメージとしては、地域に専門的なアドバイスができる方をセンターに配置して、それぞれの地域に出かけサポートをしていきたいということです。

(垣花課長)

これは私が説明します。先程の追加も含めて少し御説明します。先程、佐久川さんから市町村の療育に対して、県はどのようなサポートをしているのかと、市町村だけでは厳しいというお話があって、資料4の4ページを御覧頂きたいのですが、そこに地域における発達障害児者支援拠点整備事業というのがあります。これは21年度に新規としてあげて実施しているものなのですが、これは市町村が実施する発達障害児やその家族が交流できる場を整備をすると、いわゆる療育、今やっている親子通園事業のような、そういう拠点を作るものに対しての支援です。今年度の事業で8ヶ所実施されますので、これまでの実施か所にプラスして数が増えることになります。

それに対してもう1つ岡崎さんの方から話がありました巡回相談機関の連携による合同巡回ですとか、そういったものを、この地域の拠点として作った場所を効果的に使いながら、相談機関ないし、地元の自立支援協議会のメンバーですね、保健師さんとか保育士さんとか学校とか色々ありますけれども、そちらのみなさんと一緒に、その連携体制を作っていくための拠点として活用しましょうという事で連動させています。

だだもう1つ、じゃあ拠点としましょうと言っても、さっき指摘がありましたけれども、どういふに支援をすれば良いのか分からないということが出てくるということになりますので、そこで人材育成の基礎研修から始めていくということを考えていまして、全ての事業がつながっていく形で実施するという計画になっています。

サポートコーチについては、発達障害者支援センターと連携をして、今発達障害支援センターは市町村とか、事業所とか、学校とかに対する支援を行っていく時間が中々厳しいということもありますし、支援体制作りという意味では少しサポートが必要というニーズがございますので、そちらの方で市町村の相談が、このサポート事業の中で一元化出来ていけば、もう少し必要な支援、アドバイスをやっていけるような体制が取れないかというようなことです。

ですから、今作っている、市町村が作る支援拠点でやる事業、それから人材育成事業、それから巡回、そういう所のつなぎ役をサポートコーチにやってもらいたいと思っています。細かく41市町村に等しくやっていくということは、なかなか厳しいと思いますし、これを同時に進めるのは非常に厳しいと思っています。今やっている拠点の出来るところを中心にしながら支援体制を作っていくというような形で進めていきたいと思っています。

これまでは事業を、研修しましょうとか、療育施設を作りましょうと言っても、それを繋ぐ人材がいなかったということが問題として指摘されていまして、そういう情報の集中化といえますか、発信元という形で使っていけたらいいと思っています。みんな連動していくと思います。

先程の実績からすると、資料1の相談支援の所に、実は市町村への支援体制を強化するための体制ということで入っておりまして、5ページの方に相談支援の部分で発達障害者支援体制検討事業というようなこと、それから情報発信とか発達障害児者の実態とか課題が入ったということに、2ページに地域における発達障害児者支援拠点整備事業、早期発見の部分の所で載せています。市町村に対する支援ですね。そういうところで書いていますが、要は去年からやってきた、療育機能の充実ということと、それを支援する為の人材の充実ということに対して、今の3つの

事業で重ねてやっていきたいという考えです。

先程のもう1つ人材育成なのですけれども、これまでの人材育成についての総括は一方的に研修をして、そこで受講したみなさんが、なかなか地域の力になりきれていない、戻ってフィードバックが掛かっていないという指摘がありました。

それから支援を受ける側のどういう支援が欲しいというような意味でのこの声も反映されていないという指摘がありました。座学だけではなくて、実務研修をやって欲しいと、実践的な研修が欲しいということがありまして、これは要望と課題をふまえて22年度、今年度から少しずつ進めるのですが、研修をする側、受講をする側、それからそのサービスを受ける側のそれぞれが一緒になってカリキュラムを検討すると。必要な研修を実施していきたい。最初で1つになってカリキュラムを検討して、それぞれが実施できる体制を構築していきたいという考えでの研修になっています。

そういう内容ですのでここで示していることは、全て連動していくことになるということだけ説明させて頂きたいと思います。他にございますか。

(大城委員)

資料3の早期発見体制の改善の所に、相談判定業務の充実ということで、この中に県の総合教育センターが含まれないのかということが1つと、それから支援センターの相談種別の定義の中で、発達支援の中で「本人及び家族等に対して」の「等」の中に関連機関が含まれている意味で「等」なのか、事業としては市町村へのサポートとか、発達は本人と御家族だけでは、支援は上手く行かないはずなので、その辺きちんと関連する、お子さんや御家族に関連する人達に対しての支援を含めての意味で「等」になっているのかの確認なんですけど。

(垣花課長)

今の部分いかがですか。相談判定業務の充実という所に総合教育センターは含まれるかどうか。それから支援を行なうことに対して発達障害児者及びその家族、さらに関係者という形でそこはどうかという御質問、御確認だと思いますが、そこをよろしくお願いします。

(事務局)

1番目の資料3の1ページ目の相談判定業務の充実の中に総合教育センターは含まれているのかということですが、「等」の中で総合教育センターも含んでいるということになります。

(垣花課長)

本日、せっかく関係者のみなさん、教育委員会も全てそろっているのですよ。説明がもしできれば、今のでよろしいですか。

(真謝委員)

少し付け加えていいですか。今条件付きという形で、「等」も教育センターにあたりますのでね。もし相談判定業務の充実という所ですね、相談と判定が一体的というか、連動してなされるものというふうなものが、位置づけであれば、若干少し、私たちの相談業務の主旨とはちょっと違ってくるのかなと、我々は総合教育センターでやっています相談業務、相談支援ということでは、判定はしていないのですね。これは例えば、その子供さんなり保護者なりが、子供さんならより望ましい充実した学校生活を送れるようにということでの、例えば心理検査等はいたしますけど、それは1つの実態把握の為にやっているものであって、何らかの判定という形ではしていませんのでね。まあ、これが一体的な捉え方だったら、ちょっと違うのかなと、ただ相談業務はしておりますということです。

(垣花課長) 大城さん、その辺はいかがですか。

(大城委員)

それぞれの各機関が、連携がもっとスムーズになれば、そこで心理検査された結果を持って、また別の機関に相談に行くという形で連携を取っていけば良いということになりますかね。

(真謝委員) そういうふうに理解してよいかと思います。

(高良センター長)

それは、午前中に開催された支援機関実務者会議でも、「判定」という文言の意味が議論されましたので、そこはもう少しはっきりさせていかないといけない、明確にした方がいいのかなと思っております。

(垣花課長)

今のは、問題提起になります。ここで書いている趣旨は、連携も含めて相談判定業務を担っているところが、県の相談機関として、この業務を充実させていきたいと思いますということになりますので、今日のところはそういう御理解でやって頂くということによろしいでしょうか。引き続き実務者会議の中でその体制については、連携体制について今後議論していくことになっていますので、そこの中で深めるということによろしいですか。それでは、次よろしく願います。

(高良センター長)

相談支援のところでは本人及び家族等というところの「等」ですが、利用者のほとんどが本人及び家族ということになっておりますが、実際は関係者からも相談を受けておりますし、就労支援でも、機関連携もやっていますので、ここは御意見のとおり、関係機関を含むということになります。

(垣花課長)

より分かりやすく、丸めないで表現をするとの御提案かと思しますので、そこはよろしくお願いします。他にありませんか。

(泉川委員)

早期発見のことなのですけれども、ちょうどいま、発見ということと支援ということが一体となっている方が良いと。1つの機関で全部出来れば一番良いのですけれども、相談だけなのですよという場合は、やはり判定をするところと相談するところが非常に密に連携するというのが、離島においてもそうですし、乳幼児健診でもそうだという、そういう視点を共有したいなという気持ちで、実は基本機能の中の、資料1のタイトルが「早期発見等」となっているのを、私は「早期支援」というようにタイトル自体を変えた方が良いと思っているのですけれども。ちょうど資料3の今後の県の取り組みについて、短期に取り組むべき事項(1)を「早期支援体制の改善」にした方が良いのではないかと思うのですね。

なぜかという、みなさん思っていることは一緒かも知れないけれども、早期発見をしようということでもそこに力を入れようとする、誤解とは言わないけれども、それぞれの支援者が違う方向を見てしまうことを実感しますので、あえて言わせていただければ、早く見つけて頂くのは良いのですけれども岡崎さんがおっしゃったのは、早く見つけるのはかまわないけれども、早く支援して頂かないと困るのですという主旨だと思われまので、早期に支援するための、あるいは、それと一体となった発見であるということ、共通理解もあると思うのですけれども、文言としてそういうようにしてあげた方が良いと思うのですがいかがですか。

(岡崎委員)

関連しますけど、保護者の方が一番望んでいるのが、診断はちょっと置いて、じゃ私は今日からどうしたら良いのかということなんですね、発見してもらっても、支援がないと非常に混乱しますよね。現在の状況という1歳、2歳で混乱しているのですね。それを聞くと保育士さんももっと混乱する。そうではなくて、今までやってきたことを一緒に考えていきましょう、良いと思うのですね。これを保育士さんや保健師さんにどこで伝えるかですよね。発見ばかりいって医療に繋いで障害児保育の枠に入れる、これがベターではないと思うのですよね。非常に言葉の遅れのあるお子さんも、追っていけば結構マイルドになっていくお子さんもいっぱいいるのですね。だからあんまり親を落とさずに、期待もさせてはいけないのですが、治りますよという言い方はマズいのですけれども、この辺は保育士さん達、保健師さん達も非常に悩んでいると思われるので、是非人材育成の場面でもどなたかが助言して頂けると良いのかなと思いますね。ですから泉川先生が言った早期支援という文言をちょっと入れた方が、混乱は、今多分、県内混乱していますよね、乳幼児の段階で。だから後方支援として発達障害支援センターがありますよとか、いろんな事業所さんがありますよとかというところをもう少し強調しても良いのかなと、これは個人的な意見なんですけれども。保護者からの意見を聞いて。

(佐久川委員)

基本的には泉川先生、岡崎さんの気持ちと一緒にです。早期発見というよりも支援システムの改善というようにすると、なんとなく全体が含まれている。むしろ今、診断、診断というよりも、気付きの段階から何かしようと厚労省も含めて動いていると私は理解しているので、診断してどうこうだから、それが良い、悪いではなくて、むしろ気付いた事がすぐに何かの手助けになるように保育士さん達を後方支援するし、安心して保育できるような助言をみなさんでやって頂くということが大事なのかなと思っています。だから今の混乱は良いように生かしていかないといけないと私は思うので、これを止めることが最善策ではないと思っています。いろんな連携に関する表記の箇所でも例えば要保護児童対策協議会の話も出てきたりしています。気付きの段階にはいろんなタイプの子供たちがいますよね。皆が必ずしも発達障害じゃないですよ、でもそこを拾い上げていって育児支援をしていくようなシステムというのが私は理想かなと感じています。

(垣花課長)

今、早期の発見というような言葉の使い方、それから早期支援の体制に向けての、非常に具体的事例での御提言だと思いますが、その関連の他に御意見がありましたらいかがですか。今の表記についてはいかがでしょうか。短期に取り組むべき事項の中で、早期発見というのは、非常に固定的に捉えられるのではないかというふうな御指摘だと思いますが、事務局、そちらはどうですか。

(高良センター長)

そういう御意見を聞いて、もっともかなと、重要な視点だと思います。保護者の混乱をやはり防がないといけない。早期発見の目的は早期支援なのです。実際今、小児保健協会が取り組んでいる早期支援の体制づくりの事業は、気付きのところ、乳幼児健診とか保育園とか幼稚園とかいったところでの気付きのスクリーニングの精度を上げ、その後の事後教室といったフォローの支援体制を重点的に目指してやっているところです。その後に診断が来るのですよね。だから診断して療育ではなくて、今こういう体制作りで話し合いをしているところですので、ここを早期支援と変えたほうが、保護者にとっても理解しやすいと思いました。

(垣花課長)

今、短期に取り組むべきということで、分かりやすく集中的にやるとしたら早期の支援体制の改善、発見を支援に変えるということだけでよろしいですかね。表現の問題ですけれども。

それと、もう1つ、発見の部分はですね、実は発達障害者支援法の中で早期発見とか相談という言葉があって、それが支援体制に入ってきて、早期の発見という言葉になっているのですが、その件については、やはりその次に相談支援とか療育支援とか発達支援とかが続いてきますので、まとめて早期の支援というようなことが、実際今おっしゃっておられるものになるのですね。くくられているのですけれども、それを、また大枠でやったら早期の支援体制となっていくような

ことなのですね。

体制整備そのものが早期の支援を行って、適正にライフステージに応じた支援体制を構築するというのが目的ですので、やはりそこは共通の制度としての共通の認識をする必要があるということが1つ。

ただ、今後の取り組みとしてより分かりやすく知らせていくということが大事だということ、高良センター長がおっしゃっているようなことですので、この資料3の短期に取り組むべき事項というものについては、少し表現を変えて分かりやすく、早期の支援というものをもっとイメージできるような表記にすると、内容についてもそういったことを工夫するということによろしいでしょうか。それで事務局よろしいですか。そういう御意見ですので少しこれは工夫したいと思います。その他にいかがですか。

(泉川委員)

早期発見の発見と診断は別だということですね。コンセンサスになっていないと思うのです。私も同意見です。発見と診断は違うのだという。それで先程の判定というのもそうですね、学校における判断と医療における診断とは別だと。早期発見の発見は早期診断ではないのだということのコンセンサスやメッセージが上手く伝わっていないところがあってですね、従来の健診等での股関節脱臼を早く見つけよう、結核は逃さないよというような発想でいくと、診断がつくという誤解があると思うのです。

先程、岡崎さんから、変化していく子がいるものを、指摘をしたばかりに、親御さんはそれを診断と捉えてしまって、支援者もそのようにラベリングをしてしまうということがありうるということで、現に発達障害に関しては診断が難しいというのが専門の立場から言えることだと思いますので、この発見するものは何なのかということが、先ほど大城さんが困りとか、気になるという指摘がありましたけれど、それと病気とは、病名とは違うのだということのメッセージもやっぱり発見という場合に伝えていかないと、その誤解がまた広がっていくのではないかと思います。

(垣花課長)

今の御意見の中で資料3のですね、支援を要する児童の早期発見体制を整備するというような、その表記の部分になっていくのかなと思います。発見というのが、先ほどおっしゃっていた診断とは違いますよと、概念が違いますよと、気付きを促すということですよとか、そういう意味での使い方、それから気付きから早期に支援の手に繋げていくという、早期の対応というような、支援の対応というようなところの部分だと思いますけれども、そのところでよろしいでしょうか。

この取り組みの前段は、これまで、乳幼児健診の重要性というのが非常に指摘されてきたと、今のままで良いのかと、それはその根底に、気付きというものを位置付けていなかったということに対する意見があったのだと思いますが、その辺りの取り組みをふまえて、今後どうするかということが前提になっているということですね。この(1)の部分は、そこを現状に合わせて

うまく表現していくということになるかと御意見をうかがって思いますが、その辺は、そんな感じでよろしいですか。では、事務局そのほう対応よろしくをお願いします。

(高良センター長)

専門的に指導する前に、発見イコール診断じゃないということ、そういうような誤解を与えないように、こちらが自信をもって支援するってということですね。そういうコンセンサスを持ってということですね。

(泉川委員)

そういう認識で言っているつもりなのだけれども、聞いている方はそういうふうに理解しないということ想定して、丁寧に説明する。

発見するべきものは、支援が必要かどうかということ、発見するということ、早期に発見するものは「支援」を発見するということです。

(高良センター長)

支援の中で、やはり診断に結びついているケースもあれば、そうでないケースもあるということですね。

(垣花課長)

その他にございますか。今も議事の方に少し入ってしまっていて、22年度の取り組みに対しての、いろいろな総括と、今後の取り組みについての、方針についての御意見なのですが、21年度のこれまでの取り組みについての御意見、御指摘とかありませんか。不十分なところ、まだ今年度1ヶ月半残っておりますので、緊急にもう少し今年度中にやった方が良いのではないかなというように等がございましたら、その辺も御意見いただければと思います。大城さん、何か御意見ありましたね。

(大城委員)

今の司会がおっしゃったものに該当するか分からないのですが、研修に関してなんですけれども、保健師さん対象の研修とかも、何回か行われているのですよね、で保健師さんと一緒に保育所に行ったときに、ADHDだとすぐカードとか、そういう短絡的な発言が、保育士に対してバンと出てくるというのを、かいま見ると、22年度の課題にあがっていますけれども、どんな研修をされているのかとか、やはり実際に見ている保育士さんにものをいうときには、ものすごく慎重に言わないといけないのだけれども、その辺、ぼんと出てくるのは、うーんと感じるので、研修の内容とかですね、もっと検討すべきなのかなと。

それから、宮古に毎月巡回相談で行っていて、そこで学校の先生からの御指摘で、LDの疑いとかいうことで、もうすでに知能検査とかされている子なのだけれども、教師の方の問題意識がものすごくしっかりある。逆に勉強してきている先生からすると、ありきたりのデータの評価で



は支援になかなかつながらないということで、わざわざ離島の方が発達センターのところまで来ているというところで、学校の先生によっても、勉強してきている先生とそうではない先生に対しての、細かな対応というところをやっていかなければならない。しかもそれを離島で誰がやるのかとか、それこそ早期にやらなきゃいけないところで同時にやるのとかってということでは、早急に確実に取り組んでいただけると、子どもと親がお金を必要以上に出さないですむのかなと感じました。

(垣花課長)

今、研修の内容についての御指摘だと思います。研修は、種々様々な、官民あわせて、今実施されておりますけれども、その内容は適正なのかと、対象に対して適正なのかという御指摘だと思いますが、研修のあり方について何か御意見等ありましたら。今後カリキュラム検討委員会のようなものを作ってですね、出来る限り今のような御意見も拾いあげて、どういう研修をどういう形で実施すればよいのかということを作り上げていきたいと考えておりますが、その辺のところでなにか御意見ございますか。

(崎濱委員)

今日、北部地域で児童デイサービス事業所間の勉強会がありました。今、泉川先生の話聞きながらも感じていることですが、支援に関わっている人たちが、先に発達障害とか書物で勉強しすぎて、知識で走っているところがあります。そこで子ども自身が何に困っているのか、それに対してどのような支援が必要なのかというアセスメントの必要性を話してきたのですね。

県のサービス管理責任者養成研修の中でも、発達障害の概念が先ではなく、一人一人にどのような生き辛さがある、何に困っていて、何が得意でという所のアセスメントする力があると混乱が起きないと思うのですね。そうすると「何か気にはなっている」という部分で済むと思うのです。ある高等学校の御父兄の方が、とっても気になっていて先生の診断を受けたいという話をしていたのですが、実際に企業に行ってみたら、気にならなくなったところもあります。知識が先行していて実態と乖離している部分があって、いわゆる日常生活の問題行動として出た部分だけが特化され、役割を持たせたらしっかり生活リズムが整っている方が結構おられます。ですから、サービス管理責任者養成研修の中でアセスメントをする力が必要です。学校における個別教育支援計画においても同様の技術力を上げていかないと、全体の支援力は上がらないと思うのですね。支援者のアセスメント力があるって個別支援計画の実践では、何を支援するのか、本人が何を頑張るんだということをしっかりと整理することがとっても大切です。とにかく事例を含めて実践でやっていかないと、なかなか専門家が育たないということも、今日の勉強会でも強調したところです。従って、専門家研修、いわゆるケアマネジメント研修のあり方も、少し中身を変えていく必要があるのかなということは思っています。

(垣花課長)

今の御指摘で、いわゆる理論というか概念の部分だけではなくて、やはり実践力、困りごとを

どう理解できるか、理解する力が一番大事というような話だと思いましたが、その辺のところを研修に活かしていく場合ですね、やはりそのあり方、研修の体制とかも含めて出てくると思いますが、その辺いかがでしょうか。

教師のみなさん、保育士のみなさん、保健師のみなさん、ドクター、いろいろいらっしゃると思いますが、それぞれの所でそれぞれの役割があるかと思いましたが。

大城さんの方からも必要な研修、地域で必要な研修をやる必要があるというような御指摘がございました。研修は今のようなものでよろしいですか。

(崎濱委員)

学校における個別の教育支援計画、それと児童デイサービスで実施される個別支援計画があります。基本的には両方が児童の生活支援のプログラムです。障害者基本法を基礎としていますので、性格は一緒だと思うのですが。ちょっと気になるのは、学校で作られた個別の教育支援計画と児童デイサービス等で作られる個別支援計画とを協議する場ってあるのか気になります。もしないとすれば混乱している可能性があります。教育と福祉で繋ぐ仕組みがないと、どこかで児童自身の新たな生活のしづらさが発生しているのではないかと少し気になります。

子ども自身の障害の部分ではなくて、支援者間で繋がってないと、具体的な支援方法が変わってくると子ども自身が混乱することになります。そこは連携という言葉だけではなく、どうやってこの仕組みで繋いでいくのかっていうことがかなり明確に出ないと、先程、岡崎さんがおっしゃっていた、いわゆる家庭で混乱する部分、多少そこもあるのかなと思ったりしていて、そこも気になっているので、どうですか、真謝先生。

(真謝委員)

今、崎濱さんおっしゃった、いわゆる協議なり、あるいはすり合わせですかね、そういう場があるかということは、これは1つの学校で個別の教育支援計画を作る際の、1つの、これがあるべきというような、理念的にはありますけれども、実際に学校、いわゆる教育側から関係するみなさんにいろいろ協力して頂いて、その支援計画を作る時の1つの作る作業過程で是非そういうような場を持つと、持つべきというようなことは理念的にはあるのですね。しかし、それをやっていく制度として明確化されているわけではないので、理念的にあるものですから、それぞれの作業していく、ある意味では、先生方の工夫なり発意にかかっているというところがあります。

そうすると、データの事を持っている訳では無いのですが、どちらかというと学校が、現状ですよ、学校が作る個別の教育支援計画は、学校の教員を中心とした学校世界と、保護者との話だけで出来上がっているくらい、そういうふうな部分が多いのかもしれませんが、そういう意味では、崎濱さんがおっしゃったような福祉の側で作られるものとやはずれが生じていたり、子どもの捉えかた、あるいは支援の方向性等についても少し乖離が生じていたりする事はあるかもしれません。その辺は非常に懸念されます。

ですからそれが本来どうあるべきかという事を、両方のサイドからそれこそ先ほど、コンセン

サスということがありましたけれども、必要なのは1つではないということで、あるいは繋がっていくものとして、1つだよねということのコンセンサスを作る必要があるのかなというような感じはしますね。

それから先ほど研修の話がございましたが、これはある意味、研修内容、カリキュラムの話なのかなと思いますけど、確かに先ほど出ておりますように、いわばADHDの子供さんにはとか、自閉症の子供さんにはというような形で、この障害の種類、あるいは発達障害の概念から入る研修が確かに多いであろうと思います。これは私達、学校の先生方にも、概念から入るのではなくて、本来は子供から入るべきだよと、その子供さんが何に困っているのか、何を必要としているのか、子どもから入って1つの補足的なこととして障害の特性の理解というのはあるのだというような話をするわけですけどね、その辺カリキュラムを組んでいく際に、そういう所を大事なポイントとして抑えていく、それはどこのみなさんに対する研修でも必要なのかなと感じます。

(垣花課長)

はい。今ですね、先ほどから連携という言葉が話の中で出てきたんですが、具体的に連携のありかたとして1つの支援にむけての協議をする場、どういう形で作るのかというようなこと。いわゆる制度だけのことでなくて、実際に実現していく方策をとることが必要という御提案だったと思います。それを含めていくと、研修についても、やはり支援を受ける側の状態から何が必要なのかという視点からやはり研修も組み立てていくというカリキュラムのあり方が必要ではないかという御提言だったと思います。その関連でもっと御意見は、はいどうぞ。

(岡崎委員)

崎濱さんから先ほど、大人の就労の振り返りの研修検討会議が必要だ、大事だということをおっしゃっていましたがけれど、それもすごく大事だし、今のお話で生活面と学校面での一緒になってやるという、これもすごく大事だと思うんですね。個人的なイメージなんですけど、それぞれ福祉の場面と教育の場面でいろいろ研修された先生方がいっぱいいますよね、スーパーバイザーとして。そういう方たちが一諸になってのグループワーク、ケース検討会議、結局、就労も入れてですね。積み重ねてきた先生方が上の方で一緒になって交わることによって、また下りていくというんですかね。まあ変な言い方ですね、支援に入って1年目の人がそういう研修を受けても、私は意味が分からないと思うんですね。だから、段階を踏まえてですね、ステップアップして行って、結構上に来た人たちの研修として、そういうケース検討会議のようなことを、やっていくことによって、要は視点ですよ、発想の転換っていうんですかね。それぞれ一生懸命やっていますけど、知らないことは発想もできないんですね。それを保護者が言うことはまずない。保護者は非常に気を遣いながら、先生がこういってるからこうしなきゃいけないんだとか、福祉の専門家はこういってるからこうしなきゃいけないんだ、だけど、もうお手上げ。やっぱり、それぞれのケースで組み立てていかないといけないから保護者へもそういう視点の発想の転換をするような助言をしていくっていうのは、やっぱり支援者が発想の転換をいかにできるかですよ。ちょっとうまく言えないんですけど、ケース検討会議を繰り返す中でしか、発想の転換は多

分出てこないのかな。

劇的に変わっていくお子さんいっぱいいます。なぜ変わるかという親の視点が変わる、教師の視点が変わる、それで結果的に子どもに寄り添って、子どもがなぜか自分で力をつけて良い方向にいった。これは医療のお薬っていうのもありますけど、お薬なしで変わるお子さんもいっぱいいます。そういういい事例を、何か、みんな暗くなってますよね。悪い事例だけじゃなくて良い事例もいっぱいあるので、それは共有していくことが必要なのかなと思いますね。

(垣花課長)

今、おっしゃっていることは先ほどのアセスメント力を高めるという言葉の中に戻っていくかと思えますけれども、要は研修のあり方も、そこで参加した人がそれなりにとっていきける。なおかつ、それを力としてそれが地域でも発揮できる。そういうのを個別の検討会議なりを通して、より具体的に、この参加している人が力になっていくような、そういうカリキュラム構成がいいのではないかということだと思います。これがこれまでの研修の中でも話があった、座学だけじゃないよと、ぜひ実践をと、1つのケースを通してどういう繋ぎ方ができるのかということをやぜひ研修の中でやっていきたいという希望の声だと思います。この辺のところは今後のカリキュラム検討の中で反映していこうというように思います。場合によっては今回の体制整備委員会のみなさんにも、そういう御意見を頂戴して、意見交換の中で出していただける場を設けていくということも必要かなと思います。1人でとか、これまで言われている独りよがりじゃなくて、いろんな面から意見が出てきたものを実践できる体制、参加した人が実践できる体制というのを目指していますので、あまり形が整っていないといたらおかしいんですけども、ギョウギョウな形で進めるのではなくて、柔軟に参加する人が作り上げていくという研修体制があってもいいんじゃないかなというような形だと思っています。研修については、また別の場でいろんな意見交換をしたいなと思います。

他にございますか。他に今後の取組方針の中で人材育成と、早期の支援に向けた体制の部分は意見がいろいろと出てまいりました。

(泉川委員)

よろしいですか。発達障害に対するイメージが明るくなるようなキャンペーン、活動や研修あるいは目標設定が必要だと非常に強く思います。といいますのは発達障害は、やっかいなことがあってとか、病気とか、早期発見しないと大変なことになるということが、比較的強調されてるとか、それが誤解として広がっているんじゃないかという気がしましてですね。触法でありますとか、累計の犯罪でありますとか、引きこもりでありますとか、精神的な二次三次障害というようなことがあるのは分かりますけれども、これは非常に数としては少ない。で、課題としては非常に大きい。これもやらないといけない。ただ対象となる数からすると、圧倒的に非常に喜ばしいというか、楽しいというか、明るい対象の子供達、特に子供の場合ですね。なので、保健師さんや保育士さんも、そういうイメージで子供を、発達障害の子供や気になる子供が好きになるような研修、あるいはキャンペーン、あるいは周りの父兄、あるいは当事者じゃないほうの父兄と

いいですかね、保育所を取り巻く地域住民といったほうがいいんですか、そういう人たちがやはり発達障害を前向きに捉えるというようなことを、あえてどんどんやってもいいし、発達障害というのはそもそもそういうものですから、発達障害という、この障害という言葉はなんですかね。一般的には発達障害が障害されてるからどうにかしないとイケないと誤解されていると思うんですけど、発達に対して障害になっているのは「みなさん」というのは大げさでしょうか、周りの発達に対する対応が、あえて言えば障害があるというような発想からすれば、そこをどうにかしていくんですよというメッセージがあまり強調されていないという気がするので、研修の中でいえば、例えば父兄でありますとか、先ほど崎濱さんがおっしゃられました成功体験ですね。ああいうのを強調して、こういうふうに親御さんは子どもが、今、岡崎さんがお話しした通り視点が変わったことによって劇的に変わったということ、みんなと共有するような、就労の支援等での支援で劇的にこういうふうにもうまくって、あえて言えば薬も診療もいらなくていいというような、まさにそういう視点とかをもっと出していいんじゃないかなと思います。

(垣花課長)

今のお話は、どう発達障害を地域の中で受け入れて、県民の中で受け入れていけるかという行動の話だと思いますが、岡崎さんからも先ほどありました、難しいことじゃないよ、今やっていることだよということをお互いに話しながら一緒にやってみようよと、要するに肯定していくということの提案がございました。今また泉川先生のほうからは、キャンペーンしたらいいんじゃないかと、発達障害のイメージを変えてみようよと、明るくしようよというキャンペーンがあるんじゃないかということがありました。ずっと発達障害については普及啓発、理解をして頂くという事が実際大きなテーマで、ずっとやってきたんですね。それがなければ支援体制に結びつかないということも、ずっと指摘されてきましたけども、そういう意味では理解を、本当に分かってもらえるというか、理解というんですかね。その辺で普及啓発、何か、例えば4月2日は世界自閉症デイなんですけど、そういうことも世界的には取り組まないといけないほど普及啓発を必要としているという所に実は今あるんですね。その辺でいかがですか、キャンペーン。成功事例、色々ありますけど。

ついつい、こういう検討すると、これも大変だよ、あれも大変だよ、あれもないよ、とかいう話が先行して、この間やってきてるんですけども、ただ手前味噌になりますけれども、この1年、2年間いろんなみなさんとお話していると、みなさん非常に地域で頑張っておられる。本当に力もあって、親御さんの御意見を聞くと本当に力があるんですね、判断力もある。そういう人たちを見ると、別に悲観だけじゃなくて、前に進めていけばいいんじゃないかというような感じを実はもったりしています。ですから、一つ一つ前に進めていくというのが大事かなと思っていますので、その根底が今のキャンペーンみたいなことになるかなと思います。受け入れる素地を作っていくという。いかがですか、その辺で。

(崎濱委員)

確か3年前、「大人になったら働く」というテーマで親のためのハンドブックをつくりました。

その内容は、学齡期、思春期では混乱したとしても、どのような18歳、20歳を迎えるかっていう研究事業でした。当時、障害保健福祉課と雇用労政課と発達障害支援センターと一緒にハンドブックをつくりました。その時には多くの親御さんに興味をもってくださいました。今日の議論でもあるように誰にも働ける可能性があるんだっていうことを確認したいのです。さっきのフィードバックという話をしたのですが、企業の社長さんに話を聞くと、将来のイメージを作っていくときに、誰でも学齡期における成長期、思春期で新たな問題って当然出るはずですよ。でも、それがずっとそうではなくて、どういう18～20歳を迎えるかっていうイメージができてないから、閉塞感をつくっていると答えてきます。そういう意味では、あのハンドブックもそうでしたが、キャンペーンというか、特に親御さんも関係者も1つになってさっきの早期発見ではなくて早期支援だという定義みたいなものを共有していく場っていうのは必要ですよ。

もう1つは児童委員、民生委員のみなさま方が勉強会を始めていますので、巻き込んだらどうでしょう。これまで生活保護の仕事中心になってきているので、そうではなくて、地域の子供に目を向けようよと、地域によってはできていることもあると思いますし、公的に動ける人たちが先に始めてもいいと思います。それを広めていくっていうのも、この中で少し意識されてもいいんじゃないかなと思いますけどね。

(垣花課長)

より地域に密着というか、根付いてる人たちをどう活用しながら、やっぱりイメージですね。将来の自分がイメージできる姿を提示していくかというお話だったと思いますね。その辺でいかがですか。

(真謝委員)

あの、キャンペーンということになるか分かりませんが、やはりそういうふうなものをアピールする機会なり、場というのは必要なのかなという感じはしますね。これは新聞等、様々なマスメディアで報道される、特に県内ではネガティブな話が多いといいますが、より社会的に出てくる情報は、そういうネガティブな話が多い。あれが足りない、これが足りない、医療機関も少ないとか、親御さんも困ってるというような話が、どちらかというといふことでありますのでね。しかし、先ほど崎濱さんが1つの就労としての成功事例の話がありましたけど、そういう成功事例といいますが、モデルというか、それをある意味意識できるような、当事者も保護者の方も意識できるような、そういう何らかの情報発信ということは必要なのかなと。また、学校の先生方の取り組みでいえばですね、実は、実際には、公式にはなかなか組み込まれてないんですけど、何名かの学校のコーディネーターの先生方が集まって、非常にいい取り組み実践をしている。その中でいわば、成功事例もそれから失敗事例もですけど含めて共有してるってことはあるんですよ。それが関わっている学校でいい状況を作っている。それから、地域としていい状況を作っているということはあるんですが、それがあつた意味狭いところでの点とか、狭い範囲での面にしかなくて、やはり全体的な線から面にいていないというのがあつたと思いますのでね。それを発掘して、よりアピールしていくというか、そういうことは必要なのかな

と思います。そういう何らかの企画は必要な気がします。

(垣花課長)

はい。やはり行きついたところは情報の共有というところになったかと思います。やはり成功例、失敗例すべて関係者がともに共有して、いいところを伸ばしていこうという話になっていると思います。もう1つはやっぱり、具体的な事例が最大の説得能力といいますか最大の力というのが等しく御意見の中に出てきていると思いますので、その辺は今後のイベントなり研修会なりの企画の中で、できる限りそういう視点を踏まえて企画をしていくという形で活かしていけたらいいのかなと思います。

時間もそろそろきましたけれども、短期に取り組む中で、1つだけ意見が、医療機関のネットワークの部分についてほとんど意見が出なかったんですが、その辺については意見ございませんか。

(泉川委員)

はい。この短期の目標の4つの中で私が一番評価してるのが実はそれです。あえて言わなかったのは、そういうふうに通じてるからということで、非常に喜んでるんですけども。情報共有するという意味で少しお話ししたいと思うんですけど。

実は、発達障害における医療というのは本当はそんなに必要ない、ただし、沖縄県内においては医療体制の絶対数が圧倒的に少なすぎるのが問題だという視点をまず共有したいなと思います。ですから必要なんです。必要なんだけど、そんなに医療だけあればいいってもんじゃない。当然、診断がついたら、診断書があった時点で何かが変わるというわけでもないし、事態は変わらない、終わらないという崎濱さんが先ほどから言ってるようなことですね。結局、ケアマネジメントができてない、意味がないっていったらあれですけど。

そういう意味では、もう1つ発達障害の明るい面をどんどん出していけたら、適応力は非常に良くなっていくんじゃないかな、社会の適応は非常によくなっていくんじゃないかなという視点が大事なんですけど、もう1つは障害が二次・三次となったり、いろんな社会的問題に直面せざるをえないケース、もう少し広く言うと虐待とか、そういうことも含めると、医療というのは絶対がないといけない。ということで言いますと、沖縄県にそういった理想的な拠点となるような専門医療機関がないと、ダメなんだろうという気持ちは共有したいと思うんです。でも、今ないからどうするのってところで、ネットワークというのを作ってですね、お互いに無いものは無いんですけど、精神科の先生、心療内科の先生や小児科の先生、あるいは耳鼻科、そういった先生方と連携して何をどれくらいできるのかということを経験が必要だと確実にあると思います。それが今までなさすぎるので、先生方が孤立されていて、患者さんが殺到されるということで、忙殺されて、やるべき仕事ができないということもありうるということで、そういう意味でのネットワーク、まず何が問題なのかということを経験、医療関係で共有することから始めるということで、そのプラットフォームを障害保健福祉課、県のほうで主導して作って頂くという、この早期の計画というのは非常に評価しています。是非進めてほしいなと思います。

(垣花課長) 他にございますか。この関係で。

(岡崎委員) 具体的に医療機関とのネットワークの案はあるんですか。

(垣花課長)

実はこの間ずっと指摘されてきましたのは、現状がどうなっているのか、医療機関は何ができるのか、どういうことが必要なのかということについての情報、現実ですね。現実を共有する場が実はなかったんですね。点でしかやってない、線でしかやっていないというのがありましたので、それを面にしたいなということがあります。まず意見交換を実施することが前提かなと思います。ただ、この間、拠点となる、核となるところはなかなか一つにまとまることはできませんが、やはり地域の核として動く姿勢をもたれてるところは、やっぱりありますので、そのところを中心にしなが、どういう連携がとれるか、技術の共有とか支援の必要性とかができればいいかなということで、これは高良先生を中心にセンターを中心にしながら是非取り組んでいきたいなと思っています。

それともう1つは、県の南部医療センター・子ども医療センターがありますので、こころの診療科がございまして、そこには頑張ってもらいたいなという考えは持っています。実務者会議の中で、常に出てまいりますけども、やはり子ども医療センターが機能していくということの重要性については、十分に認識しているところです。今、一生懸命頑張るって体制を整えるということをやっていますので、我々としてもサイドからバックアップして、そこはやっていきたいと。ただ子ども医療センターだけではおそらく厳しい、子どもだけでは厳しいので、先ほど申し上げた泉川先生のところですか、他の中部圏域のところの核となるところの、まず繋ぎをしていくということが大事なところと考えております。いずれにしても我々だけが決めることではなくて、現在アンケート調査の中でも出てきている医療機関に、とりあえず集まってもらって、何が必要なのかということについて率直な意見を出し合いたいと思っています。

これまで、行政が決めた形で物事を進めるということで、あまりうまくいってないですね。要するに一面的な見方になっても困るということがありますので、そうではなくて、作り上げていくということ、先ほどから言っている現場のニーズから作り上げていく体制、そういうふうな形にもっていききたいなと思っています。その中に研修も位置付けられれば、よりいいのかなという考え方を今持っているところです。その動きはできるだけ早く、できれば今年度に芽を出したいと思っています。そういうところですがよろしいでしょうか。

(高良センター長)

それぞれの診療科の先生に話を聞いているところです。医療機関の先生方の考え方の温度差を感じていますが、できるだけ今年度に1回は集まってと思っています。今準備中で、途中経過ということで報告しておきます。



(垣花課長)

その他いかがですか。資料4で22年度障害保健福祉課分について、事業の予算立て、それから発達障害の支援体制の構築に向けて整理しております。

それから繰り返しになりますが、支援拠点の整備、市町村における。これ21年度で体制、例えば保健センターですとか、保育所とかその辺に拠点を整備するんですけども、緊急雇用で2年間、23年度まで人間も張り付けるということで体制を整備しております。ですから意見、情報の交流の場にはなるかと思っております。

さらにもう1つが、支援体制の検討事業というのを今やっております、これについては先ほどの話に出ております連携に向けての具体的などういう繋ぎができるのかということを中心に中部圏で当事者のみなさまも含めて今検討しているというところです。その辺は、また次回の会議の中で報告できるかなと思っております。今日の委員会の中で報告がなかったのは、センターの連絡協議会の件がもれていましたので、その辺のところを少し報告お願いできますか。センターに設置されている連絡会議。

(事務局) 3月に第2回を予定しています。

(垣花課長)

9月に発達障害者支援センターに連絡会議を設置しまして、関係者のみなさんで今進め方、センターのあり方等含めて議論していると。第2回目が、今日の委員会の結果を踏まえて、また3月に開催するということになっています。

(高良センター長)

そうですね。予定としては、今後の取り組みに関して具体的に示して、それについて議論をして、具体的にどうやって進めていくかっていうところを検討していきたいと考えております。

(垣花課長)

7時半までの日程ですので2時間経過しましたけれども、まだもう少し提言が、意見がという方がいらっしやいましたら是非とも。我如古さん、市町村代表として何か。

(我如古委員)

確認していいですか。資料1の一番最初ですね。乳幼児健診の体制の充実なんですけれど、21年度の取り組みの中で、健診後の助言とか、事例検討会の実施、健診時の保健師に対する技術的援助というのが取り組まれているようですが、自分は現場にも出るのですが、これはどこで開催されていたのですか。

(垣花課長)

これは福祉保健所でやってるところとやってないところがあるんですね。実際にはね。全福祉

保健所ではないんですね。その辺ちょっと説明お願いできますか。

(事務局)

健診後の助言とか事例検討会について、中部のほうでは実施されてるかどうかちょっと私も把握できてないんですけど、北部とか南部、保健所によっては実施している所とそうじゃない所があると聞いています。

(垣花課長) 北部、南部、宮古、八重山もやっていますね。

(我如古委員)

もう一点いいですか。その下の健康診査票の見直しなんですけど、特に今やられてるんだと思いますが、これはいつ頃完成予定ですかね。

(事務局)

これはほぼ完成してしまっていて、2月中に健診マニュアルまで作る予定ですね。3月の中旬くらいに全市町村に呼び掛けて研修を予定しております。

(垣花課長)

他にございませんか。よろしいでしょうか。今日の議事についてはこれで終了したいと思います。また本日の委員会で御指摘、御提言がありましたことについては、次年度の事業計画にしっかりと反映させていくということで進めていきたいと思えます。

それと、今日の総括、県の取り組みとかセンターの取り組みについてなんですが、これは発達障害の支援体制整備計画を確実に実施するというような視点に基づいて、このような実績報告をさせていただいております。この件についてもどのような方法がいいかという意見は、今日はちょっといただけなかったんですが、より具体的な実施内容を県民に報告していくという形で、今このような形をとらせて頂いております。この議事内容、資料等につきましては、ホームページ等で公開させて頂くという形で進めさせて頂きますので、よろしくお願いいいたします。また、今年度、1年間動いてまいりましたけど、次年度に向けてあと1か月半頑張ってもらいましょう。よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

(了)